

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整理に関する規則の制定及びこれに対する意見募集の結果について

令和元年 8 月 22 日
原子力規制委員会

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整理に関する規則の制定について意見公募手続を実施した。その結果は、以下のとおり。

1. 概要

(1) 意見募集対象（2件）

- ① 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整理に関する規則（案）（7月3日第16回原子力規制委員会提示分）
- ② 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整理に関する規則（案）（7月17日第18回原子力規制委員会追加分）

(2) 実施結果等

- ① 意見募集の期間 (1)① 令和元年7月4日から同年8月2日まで
(1)② 同年7月18日から同年8月16日まで
- ② 意見募集の方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及びFAX
- ③ (1)①及び(1)②に関する御意見 5件
提出意見及びこれに対する考え方は、別紙1のとおりとしたい。
- ④ 提出意見、提出意見を考慮した結果について、電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用して公示することとする。

2. 意見公募手続の結果

提出意見及びこれに対する考え方を、別紙のとおり取りまとめた。

提出意見とこれに対する考え方

I. 7月3日第16回原子力規制委員会提示分に対する提出意見

番号	提出意見	考え方
1	<p>(意見) 機能障害ということと切り離した規定が必要である。「心身の状況によって()の業務を的確に行うことが困難な者」のように規定し、本人意見の聴取がなければならないことの規定、合理的配慮の提供を講じることの規定を設ける。</p> <p>(理由) 業務を的確に行えない場合、機能障害が理由とは限らない。精神の機能の障害と結びつけた欠格条項を新設することは、障害者権利条約の批准、特に条約第4条と相いれず、障害者差別解消法の施行という時代に逆行すること。本人意見の聴取もなければ一方的な裁断となり、合理的配慮の提供という視点がなければ、本人に困難の原因を帰す旧来の個人モデル・医療モデルにとどまる。また、試験や審査が行われている場合、個別審査は既に行われているのであり、その上に個別審査のためとして機能障害による欠格条項を設けることは筋が通らないことである。</p>	<p>今般の成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図る整備法の制定は、御意見にもある我が国も批准する障害者権利条約第4条(b)に規定する「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置(立法を含む。)をとること。」の一環の措置として、絶対的欠格条項である「成年被後見人」を相対的欠格条項である「心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者」に改めるものです。</p> <p>心身の故障によりその業務を適確に行えない者に対し事業等の許可をすることは、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することという核燃料物質、核原料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、原子炉等規制法)の目的を達成できなくなることから、このような規定としたものです。</p> <p>なお、規制当局は、申請により求められた許可又は指定を拒否する処分をする場合は、行政手続法に基づき、申請者に対し、当該処分の理由を示すこととなっています。また、許可又は指定を取り消す場合は、聴聞を行うこととなっており、必要に応じ、本人から意見を聴取します。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>
2	<p>各規則案において、事業等の当初の指定又は許可の申請時にのみ医師の診断書の提出を求めることとしているが、法律上、指定又は許可の欠格事項として規則委任がされているのであるから、これを担保するために、変更許可等の申請時、役員の変更時、合併及び分割の許可の申請時等においても医師の診断書の提出を求めるべきである。</p>	<p>負担が過度とならないよう申請者の負担を考慮し、既に許可又は指定を受けた者については、原子炉等規制法に基づく検査や調査を通じて欠格条項に該当しないことを確認することとし、新規の許可又は指定の申請者のみを対象として医師の診断書を求めることとしています。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>

3	<p>各規則案において「(法人にあつては、その業務を行う役員)(以下「申請者」という。)」と規定しているが、役員は許可申請者ではないため、「その業務を行う役員」を「申請者」と定義することは適当でない。申請者の略称を用いる「申請者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるとき」との規定は、冒頭の「申請者」が「役員」に、「その役員」が「役員の役員」にそれぞれ置き換わってしまい、読み替えが不能である。本規定は、RI 法施行規則を前例として検討されたものと思われるが、誤った規則を安易に前例とすべきではなく、むしろこの機会に同規則についても改正を行い規定を適正化すべきである。また、促音表記を採用している実用炉則や一種埋設規則においては「あつては」を「あつては」と表記すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「申請者」を「第〇条第〇項の指定【許可】を受けようとする者(法人にあつては、その業務を行う役員)」に修正します。</p> <p>促音の小書き「っ」については、規則ごとに整合性をとる(ある規則全体で用いる又は用いないことで統一すること)としており、このとおりにない箇所については修正します。</p> <p>なお、小書き表記を用いていない規則については、将来、当該規則の全体にわたる改正を行う際に、小書き表記を行うことについて検討します。</p>
4	<p>法律で「心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者」と規定している一方、各規則案において「法〇条第〇号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うことに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。」と規定しているが、「適確」と「適正」・「適切」の用語が統一されていない。これらの規定についても RI 法施行規則を前例として規定したものと思われるが、同規則は RI 法の「適切」と用語をそろえており、今回の規則案についても炉規法の用語とそろえるべきではないか。</p> <p>また、「行うことに当たって」は「行うに当たって」の誤記と思われる。</p>	<p>前段については、理学療法士及び作業療法士法施行規則第 1 条の規定を参考に、適正な業務を行うために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行い得るかを判断する旨規定したものであり、原案のとおりとします。</p> <p>後段については、御指摘を踏まえ、「行うことに当たって」を「行うに当たって」に修正します。</p>
5	<p>第一種埋設規則及び第二種埋設規則を改正するにもかかわらず廃棄物管理規則の改正をしない理由を明らかにすべきである。第一種埋設施設は現時点で存在しない一方、廃棄物管理施設は既に存在しており、万一単純なチェックミスだとすれば、世界一厳しい原子力規制を標榜する原子力規制委員会における法令の扱いの根幹が問われる事態である。</p>	<p>核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則についても 7 月 17 日に追加で意見公募手続を実施し、7 月 3 日に意見公募手続を実施したものと一体で改正する方針です。</p>

6	<p>国際規制物資規則の改正案について、他の規則案と異なる規定ぶりとしている理由を説明すべきである。</p> <p>なお、同規則の改正案の第1条の2第1項第3号及び同条第2項は、法人にあってはその役員に適用される規定となっていない。</p> <p>また、同条第2項の「診断書」は「医師の診断書」の誤記と思われる。</p>	<p>1点目の規定ぶりの相違については、他の規則案では、許可又は指定の申請の際の添付書類に係る規定が既に法令上存在するため、今回の改正ではこの添付書類に医師の診断書を加えることとし、国際規制物資の使用については、添付書類に係る規定が既存の法令上存在しないため、医師の診断に係る情報を申請書本体の記載事項に加えることとしたことによるものです。</p> <p>2点目については、御指摘を踏まえ、法人にあっては、その業務の役員に適用される規定に修正しました。</p> <p>3点目については、種々の用語例があるところですが、御指摘を踏まえ、明確化の観点から、「診断書」を「医師の診断書」に修正します。</p>
7	<p>以上のとおり、本パブコメ案は、その内容が極めてずさんであると言わざるを得ない。本パブコメ案は撤回した上で、改めてパブコメの手続をやり直すとともに、検討過程を検証し、再発防止のための措置を講じるべきである。</p>	<p>規制の内容に影響する変更がないことから、再度意見公募手続を行うことはいたしません。</p>
8	<p>4ページの改正後欄の第1条の2第2項第6号の「法第三条第一項の許可」について： 現行の法第3条第1項では「指定」と規定されているところ、改正案で「許可」としたのは、なぜか？</p>	<p>御指摘を踏まえ、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第1条の2第2項第6号の「許可」を「指定」に修正します。</p>
9	<p>24ページの改正後欄の第1条の2第1項第3号と同条第2項について： 他の規則では医師の診断書の提出を原則としているが、国際規制物資の使用等に関する規則では医師の診断書の提出を原則としなかったのは、なぜか？</p>	<p>上記6で示した考え方を参照してください。</p>
10	<p>24ページの改正後欄の第1条の2第1項第3号の「診断」を受けるべき者は誰か？</p>	<p>御指摘を踏まえ、明確化の観点から、「法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者（法人にあっては、その業務を行う役員）」を明記します。</p>
11	<p>24ページの改正後欄の第1条の2第1項第3号で、診断を受けた者の氏名の記載も規定すべきと思います。</p>	<p>申請書にある診断を受けた者は、申請者である許可を受けようとする者（法人にあっては役員）であることは自明であるため、原案のとおりとします。</p>
12	<p>24ページの改正後欄の第1条の2第1項第3号の「診断」は「医師の診断」のほうがよいと思います。</p>	<p>「当該診断を受けた病院、診療所等」と規定しており、医師の診断であることは自明であるため、原案のとおりとします。</p>
13	<p>24ページの改正後欄の第1条の2第1項第3号の「診断」を行うにあたって、第1条9の「業務」の内容を医師はどのように把握するのか？</p>	<p>診断において必要な範囲で、許可を受けようとする者（役員）から確認することとなります。</p>

14	24ページの改正後欄の第1条の2第1項第3号の記載は、原子炉等規制法第61の3第2項各号のどの号に掲げる事項に該当するのか？（原子炉等規制法第61条の5第1項、同第2項のどちらの変更の届出の対象となるのか。）	法改正により、許可の欠格条項「成年被後見人」を「心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者」に改めたことに伴い、法第61条の3第2項第1号に基づく記載に合わせて、審査手続上必要なものとして、第1条の2第1項第3号に基づく記載を求めることとしたものです。なお、変更の届出の対象ではありません。
15	24ページの改正後欄の第1条の2第1項第3号の「病院若しくは診療所等」は、「病院又は診療所等」と記載すべきところでは？	御指摘を踏まえ、明確化の観点から、「病院若しくは診療所等」を「病院、診療所等」に修正します。
16	24ページの改正後欄の第1条の2第1項第3号の「病院若しくは診療所等」の「等」は、何を指しているのか？	医師が在籍するリハビリセンターや地域医療センターを想定しています。
17	24ページの改正後欄の第1条の2第1項第3号の「病院若しくは診療所等の名称及び住所」を記載する目的は何か？ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第22条第2項第1号での規定では健康診断の事項の対象としていないが。	第1条の2第1項第3号に基づく記載内容は、規制当局が審査において欠格条項への該当の有無を判断する上で必要な場合に規制当局が直接確認するための情報として規定している一方、御指摘の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく健康診断の記録は事業者が義務付けているものであり、それら目的は異なっており、後者については規制当局が直接その内容を確認することを予定しているものではないことから、要求内容が異なっています。
18	24ページの改正後欄の第1条の2第2項の「第三号に掲げる記載」と、同第3項の「第三号の記載」との文言の違いは、何を意味しているのか？	御指摘を踏まえ、明確化の観点から、「第三号の記載」を「第三号に掲げる記載」に修正します。
19	24ページの改正後欄の第1条の2第2項の「申請者」の用語の定義の記載が漏れています。	御指摘を踏まえ、「申請者」を「法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者（法人にあっては、その業務を行う役員）」に修正します。
20	24ページの改正後欄の第1条の2第3項の「診断書」は「医師の診断書」のほうが適切だと思います。	上記6のとおり修正します。
21	23ページまでに記載されている諸規則の改正内容は申請書の添付書類に係るものであるところ、24ページ以降に記載されている「国際規制物資の使用等に関する規則」の改正内容は申請書本文に係るものとしたのは、なぜか？	上記6で示した考え方を参照してください。
22	25ページの改正後欄の第1条の2第3項の「第一項第三号の記載に代えて」について：改正後欄の第1条の2第2項の診断書に代えることはできないのか？	診断結果については、第1条の2第1項第3号に基づき、申請書本体に記載することを基本としており、これに代えるものとしては、同条第2項の診断書又は同条第3項の疎明する書類の提出のいずれでもよい旨を並列的に規定したものです。

この他、今回の規則案とは関係のない意見が1通ございました。

Ⅱ. 7月17日第18回原子力規制委員会追加分に対する提出意見

23	3ページの第2条で、「破線」の意義についての記載が漏れています。	本規則案において、改正内容を示す記号として「破線」は用いないことから、御指摘を踏まえ、第2条中「、破線」を削除し修正します。
24	3ページの第2条第2号、第3号に該当する記載は、4ページ以降の別表中にありません	御指摘を踏まえ、本規則案には条等の全部改正又は移動はないことから、御指摘を踏まえ、削除し修正します。
25	4ページの附則では「九月十四日から施行」とあるところ、7月17日開催の第18回原子力規制委員会の資料3の1ページの「3. 今後の予定」では施行は「9月中旬」とあるが、これは施行日が9月14日以外の日になることもあるということの意味しているのか？	本規則案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴う関係規則の整理を行うものから、当該法律の施行日（令和元年9月14日）に施行する必要があります。また、公布は同日までに行いますが、公布日は事務手続きの関係から定まっていません。 以上から、「規則の公布、施行」を「9月上旬～中旬」にしたものです。
26	5ページの改正後欄の第12号は第3条第2項の条文か？（改正後欄の第3条の4行目の冒頭「「令」という・・・」は文意が不明であり、第3条第2項の一部の記載が漏れているのではないかと思われる。）	御指摘のとおり、e-gov（電子政府の総合窓口）の画面上に一行欠落がありました。当該箇所は改正の対象ではありませんが、お詫びします。
27	5ページの改正後欄の第3条（第2項）第12号の「診断書」は、現行の第3条第2項第5号の「技術的能力に関する説明書」の一部とするべきものではないのか？	今回提出を求めることなる診断書は、原子炉等規制法第43条の3の7に規定する許可の欠格条項への該当の有無を確認するためのものですが、お尋ねの「技術的能力に関する説明書」については、同法第43条の3の6第1項第2号に定める「発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」があることを確認するために提出を求めている書類であり、その趣旨が異なることから別途提出を求めることとしたものです。
28	5ページの改正後欄の第3条（第2項）第12号と同じ規定を現行の第5条第2項に新たな号として追加したほうがよいのではないかと？ 変更の許可の申請の審査の対象とするために。	上記2で示した考え方を参照してください。
29	5ページの改正後欄の第3条（第2項）第12号の「法人にあつては」は「法人にあつては」のほうがよいと思います。現行規則の条文と同様に。（改正後欄の第3条第4項の「場合であつて」についても同様。）	上記3の考え方を踏まえ、修正します。

3 0	<p>5 ページの改正後欄の第 3 条第 4 項の「申請者が法人である場合」について： 同第 3 条（第 2 項）第 1 2 号では、「許可を受けようとする者が法人にあっては、その業務を行う役員（個人）」と「許可を受けようとする者が個人にあっては、当該個人」を「申請者」と定義していると理解される。（診断書は個人に係るものであり法人に係るものではないから）そうであるならば、役員が所属する法人は「申請者」にはあたらないのであるから「申請者が法人である場合」というものは存在し得ないではないのか？</p>	<p>許可を受けようとする者は、法人である場合とそうでない場合とがありますが、御指摘の規定は、前者の場合について、原子力規制委員会が認めたときには、診断書に代えて疎明する書類を提出できることを規定したものです。よって、御指摘のような申請者の定義をする趣旨の規定ではありません。</p> <p>なお、当該規定については、上記 3 の考え方を踏まえ、修正します。</p>
3 1	<p>5 ページの改正後欄の第 3 条第 4 項の「原子力規制委員会がその役員」は、「原子力規制委員会が当該法人の役員」または「原子力規制委員会が当該法人の業務を行う役員」などとしたほうがよいのでは？ 「役員」は原子力規制委員会に所属する者であると誤解されないように。</p>	<p>御指摘の規定は、許可を受けようとする者についての原子力規制委員会の判断に関する規定ですので、判断の対象が許可を受けようとする法人の役員の職務内容であることは明らかであるため、原案とおりとします。</p>
3 2	<p>5 ページの改正後欄の第 3 条第 4 項の「原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたとき」について： 原子力規制委員会が認めるのは添付書類が提出される前の時点においてか？ そうであるならば、申請前の時点で原子力規制委員会は役員の職務内容をどうやって把握するのか？</p>	<p>「原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がない」への該当の有無については、申請がされた後に判断することとなります。役員の職務内容については、必要に応じ、審査に関する事業者ヒアリングにおいて事業者を確認する等により確認します。</p>
3 3	<p>5 ページの改正後欄の第 3 条第 4 項の「提出」は「添付」のほうがよいと思います。同条第 2 項で「添付すべき・・・書類」と規定されているから。</p>	<p>第 3 条第 2 項には、申請書に添付すべき書類が定められており、同項第 12 号には医師の診断書が規定されています。第 3 条第 4 項は、申請書の提出様態の例外を定めているものであることから、「提出」が適切と考えます。</p>
3 4	<p>5 ページの改正後欄の第 4 条の 2 の「精神の機能の障害」は知的障害を対象としていると理解してよろしいか？（対象としていないのならばその理由は？）</p>	<p>「精神の機能の障害」には知的障害も含まれるものと認識しております。</p>
3 5	<p>5 ページの改正後欄の第 4 条の 2 の「精神の機能の障害」について： 法改正で新たに規定された「心身の故障」のうち「身体の機能の障害」を対象外としたのは、なぜか？</p>	<p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に規定された欠格条項における「心身」との表現については、これまでの障害者に係る欠格条項の見直しの経緯や前例も踏まえたものとされています。</p> <p>現行の成年後見制度においては、身体機能に障害があっても判断能力が十分ある者は対象ではないこととされており、今回の改正により、身体障害を欠格に加えることは想定していません。</p>

36	5ページの改正後欄の第4条の2の「業務」は必要なものに限定すべきではないか？たとえば、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第8条で「放射線障害の防止のために必要な措置」と規定しているように。	御指摘の第4条の2の規定中「業務」については、その上位規定である法第43条の3の7第3号の規定中の「その業務」と同一のものを指しています。法第43条の3の7等の規定から「その業務」は発電用原子炉設置、運転等に係る業務であることは自明であることから、原案のとおりとします。
37	8ページの改正後欄の第2条の2の「当たって」は「当たつて」のほうがよいと思います。7ページの改正後欄の第2条第2項第10号の「法人にあつては」と同様に。	上記3で示した考え方を参照してください。
38	許可を受けた原子力事業者が精神の機能の障害により業務を適正に行うことができなくなった場合の届出に係る規定も必要ではないか？原子力規制委員会がその旨を可及的速やかに把握し、原子炉等規制法第10条第2項第1号等に該当するに至ったか否かの判断をするために。	上記2で示した考え方を参照してください。